

○ 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定短期社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定短期社債、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定社員又は優先出資社員をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 支配社員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 特定目的会社の総特定社員の議決権の過半数を有する者</p> <p>ロ 特定目的会社の総社員（総特定社員及び総優先出資社員をいう。）の議決権の過半数を有する者</p> <p>二 関連当事者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条に規定する親会社をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 子会社（会社法第二条に規定する子会社をいう。以下同じ。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定短期社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定短期社債、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定社員又は優先出資社員をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 支配社員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 特定目的会社の総特定社員の議決権の過半数を有する者</p> <p>ロ 特定目的会社の総社員（総特定社員及び総優先出資社員をいう。）の議決権の過半数を有する者</p> <p>二 関連当事者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条に規定する親会社をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 子会社（会社法第二条に規定する子会社をいう。以下同じ。）</p>

ハ 親会社の子会社

ニ 関連会社（会社（会社法第二条に規定する会社をいう。以下同じ。）が他の会社等（会社（外国会社（会社法第二条に規定する外国会社をいう。）を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）

ホ その他の関係会社（会社等が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）

ヘ 主要株主（自己又は他人の名義をもって株式会社の子株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）

- (1) 信託業を営む者が信託財産として所有する株式
- (2) 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二

ハ 親会社の子会社

ニ 関連会社（会社（会社法第二条に規定する会社をいう。以下同じ。）が他の会社等（会社（外国会社（会社法第二条に規定する外国会社をいう。）を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）

ホ その他の関係会社（会社等が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）

ヘ 主要株主（自己又は他人の名義をもって株式会社の子株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）

- (1) 信託業を営む者が信託財産として所有する株式
- (2) 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二

十五号) 第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第五十八条において同じ。) を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式

(3) 金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式

ト 役員(取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。)及びその近親者

チ ヘ及びトに掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)

三 計算関係書類 次に掲げるものをいう。

イ 成立の日における貸借対照表

ロ 各事業年度に係る計算書類(法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。)及びその附属明細書

四 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。))をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

五 ヘッジ会計 ヘッジ手段(資産(将来の取引により確実に発生

十五号) 第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第五十八条において同じ。) を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式

(3) 金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式

ト 役員(取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。)及びその近親者

チ ヘ及びトに掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)

三 計算関係書類 次に掲げるものをいう。

イ 成立の日における貸借対照表

ロ 各事業年度に係る計算書類(法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。)及びその附属明細書

四 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。))をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

五 ヘッジ会計 ヘッジ手段(資産(将来の取引により確実に発生

すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)若しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第十八条において同じ。)に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。以下同じ。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

六 共通支配下関係 二以上の者(人格のないものを含む。以下この号において同じ。)が同一の者に支配(一時的な支配を除く。以下この号において同じ。)をされている場合又は二以上の者のうちの一の者が他の全ての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

七 資産除去債務 有形固定資産(特定資産の部に表示される資産であってこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。)の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

八 会計方針 計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則

すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)若しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第十八条において同じ。)に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。以下同じ。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

六 共通支配下関係 二以上の者(人格のないものを含む。以下この号において同じ。)が同一の者に支配(一時的な支配を除く。以下この号において同じ。)をされている場合又は二以上の者のうちの一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

七 資産除去債務 有形固定資産(特定資産の部に表示される資産であってこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。)の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

(新設)

及び手続をいう。

九 遡及適用 新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

十 表示方法 計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。

十一 会計上の見積り 計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

十二 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更することをいう。

十三 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

十四 誤謬の訂正 当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。

十五 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

十六 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

八 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

九 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産で

であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第四十五条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額(遡及適用又は誤謬の訂正(以下「遡及適用等」という。))をした場合にあつては、遡及適用等をした後の額をいう。)

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取り崩しの額

三 法第一百五十五条第一項の金銭の分配の額

2 前項第一号に規定する前期繰越利益又は前期繰越損失の額につき遡及適用等をした場合にあつては、遡及適用等をする前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。

3 前条の当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として表示しなければならない。

第四十七条 社員資本等変動計算書については、この条に定めるところによる。

あつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第四十五条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取り崩しの額

三 法第一百五十五条第一項の金銭の分配の額

(新設)

2 前条の当期純利益金額又は当期純損失金額に前項各号に掲げる額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として表示しなければならない。

第四十七条 社員資本等変動計算書については、この条に定めるところによる。

<p>2 社員資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 社員資本</p> <p>二 評価・換算差額等</p> <p>三 新優先出資引受権</p> <p>3 社員資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 特定資本金</p> <p>二 優先資本金</p> <p>三 特定出資申込証拠金又は特定出資払込金</p> <p>四 優先出資申込証拠金又は優先出資払込金</p> <p>五 剰余金</p> <p>六 自己特定出資</p> <p>七 自己優先出資</p> <p>4 剰余金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 任意積立金</p> <p>二 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>5 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金</p> <p>二 繰延ヘッジ損益</p> <p>6 特定資本金、優先資本金、剰余金、自己特定出資及び自己優先出</p>	<p>2 社員資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 社員資本</p> <p>二 評価・換算差額等</p> <p>三 新優先出資引受権</p> <p>3 社員資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 特定資本金</p> <p>二 優先資本金</p> <p>三 特定出資申込証拠金又は特定出資払込金</p> <p>四 優先出資申込証拠金又は優先出資払込金</p> <p>五 剰余金</p> <p>六 自己特定出資</p> <p>七 自己優先出資</p> <p>4 剰余金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 任意積立金</p> <p>二 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>5 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金</p> <p>二 繰延ヘッジ損益</p> <p>6 特定資本金、優先資本金、剰余金、自己特定出資及び自己優先出</p>
<p>2 社員資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 社員資本</p> <p>二 評価・換算差額等</p> <p>三 新優先出資引受権</p> <p>3 社員資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 特定資本金</p> <p>二 優先資本金</p> <p>三 特定出資申込証拠金又は特定出資払込金</p> <p>四 優先出資申込証拠金又は優先出資払込金</p> <p>五 剰余金</p> <p>六 自己特定出資</p> <p>七 自己優先出資</p> <p>4 剰余金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 任意積立金</p> <p>二 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>5 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金</p> <p>二 繰延ヘッジ損益</p> <p>6 特定資本金、優先資本金、剰余金、自己特定出資及び自己優先出</p>	<p>2 社員資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 社員資本</p> <p>二 評価・換算差額等</p> <p>三 新優先出資引受権</p> <p>3 社員資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 特定資本金</p> <p>二 優先資本金</p> <p>三 特定出資申込証拠金又は特定出資払込金</p> <p>四 優先出資申込証拠金又は優先出資払込金</p> <p>五 剰余金</p> <p>六 自己特定出資</p> <p>七 自己優先出資</p> <p>4 剰余金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 任意積立金</p> <p>二 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>5 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金</p> <p>二 繰延ヘッジ損益</p> <p>6 特定資本金、優先資本金、剰余金、自己特定出資及び自己優先出</p>

資に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならぬ。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならぬ。

一 当期首残高（遡及適用等をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）

二 当期変動額

三 当期末残高

7 評価・換算差額等及び新優先出資引受権に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一 当期首残高

二 当期変動額

三 当期末残高

（注記表の区分）

第四十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 会計方針の変更に関する注記
- 四 表示方法の変更に関する注記

資に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならぬ。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならぬ。

一 当期首残高

二 当期変動額

三 当期末残高

7 評価・換算差額等及び新優先出資引受権に係る項目は、それぞれ当期首残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならぬ。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

（新設）

（新設）

（新設）

（注記表の区分）

第四十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 継続企業の前提に関する注記
 - 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- （新設）
（新設）
（新設）

- 五| 会計上の見積りの変更に関する注記
- 六| 誤謬の訂正に関する注記
- 七| 貸借対照表に関する注記
- 八| 損益計算書に関する注記
- 九| 社員資本等変動計算書に関する注記
- 十| 税効果会計に関する注記
- 十一| リースにより使用する固定資産に関する注記
- 十二| 金融商品に関する注記
- 十三| 賃貸等不動産に関する注記
- 十四| 関係当事者との取引に関する注記
- 十五| 一口当たり情報に関する注記
- 十六| 重要な後発事象に関する注記
- 十七| その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 第五十二条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に
関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一| 資産の評価基準及び評価方法
 - 二| 固定資産の減価償却の方法
 - 三| 引当金の計上基準
 - 四| 収益及び費用の計上基準
 - 五| その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(新設)

(新設)

- 三| 貸借対照表に関する注記
- 四| 損益計算書に関する注記
- 五| 社員資本等変動計算書に関する注記
- 六| 税効果会計に関する注記
- 七| リースにより使用する固定資産に関する注記
- 七の二| 金融商品に関する注記
- 七の三| 賃貸等不動産に関する注記
- 八| 関係当事者との取引に関する注記
- 九| 一口当たり情報に関する注記
- 十| 重要な後発事象に関する注記
- 十一| その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 第五十二条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の
作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法
その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計
方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいもの
を除く。）とする。
- 一| 資産の評価基準及び評価方法
 - 二| 固定資産の減価償却の方法
 - 三| 引当金の計上基準

(削除)

(会計方針の変更に関する注記)

第五十二条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社（法第二十一条第二項第二号に規定する会計監査人設置会社をいう。以下同じ。）でない特定目的会社にあつては、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲

四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

げる事項を除く。)

イ 計算書類の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

(表示方法の変更に関する注記)

第五十二条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第五十二条の四 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

(新設)

(新設)

三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(誤謬の訂正に関する注記)

第五十二条の五 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該誤謬の内容
- 二 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 関係当事者との取引に関する注記は、特定目的会社と関係当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。ただし、会計監査人設置会社でない特定目的会社にあつては、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該関係当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
- イ その名称
- ロ 当該関係当事者の総株主の議決権の総数に占める特定目的会社が有する議決権の数の割合
- ハ 当該特定目的会社の総社員の議決権の総数に占める当該関係当事者が有する議決権の数の割合

(新設)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 関係当事者との取引に関する注記は、特定目的会社と関係当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。ただし、会計監査人設置会社(法第二十一条第二項第二号に規定する会計監査人設置会社をいう。以下同じ。)でない特定目的会社にあつては、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該関係当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
- イ その名称
- ロ 当該関係当事者の総株主の議決権の総数に占める特定目的会社が有する議決権の数の割合
- ハ 当該特定目的会社の総社員の議決権の総数に占める当該関係当事者が有する議決権の数の割合

<p>二 当該関係当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ その氏名</p> <p>ロ 当該特定目的会社の総社員の議決権の総数に占める当該関係当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>三 当該特定目的会社と当該関係当事者との関係</p> <p>四 取引の内容</p> <p>五 取引の種類別の取引金額</p> <p>六 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>七 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>八 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>二 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。</p> <p>一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>二 取締役、会計参与又は監査役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項、第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条及び法第八十九条第一項に規定する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）をいう。）の給付</p>	<p>二 当該関係当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ その氏名</p> <p>ロ 当該特定目的会社の総社員の議決権の総数に占める当該関係当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>三 当該特定目的会社と当該関係当事者との関係</p> <p>四 取引の内容</p> <p>五 取引の種類別の取引金額</p> <p>六 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>七 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>八 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>二 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。</p> <p>一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>二 取締役、会計参与又は監査役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項、第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条及び法第八十九条第一項に規定する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）をいう。）の給付</p>
--	--

<p>三 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託する者（法第二百条第一項又は第三項の規定により当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者をいう。第四項第七号において同じ。）に対する報酬等（法第二百条第二項に規定する信託に係る契約又は同条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づき支払われた報酬等）の給付</p> <p>四 前三号に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関係当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、関係当事者ごとに表示しなければならない。</p> <p>4 前三項に規定する「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 当該特定目的会社の支配社員</p> <p>二 当該特定目的会社の支配社員の子会社（当該支配社員が会社でない場合にあつては、当該支配社員の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>三 当該特定目的会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するものを含む。）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するものを含む。）</p> <p>四 当該特定目的会社の主要社員（自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の百分</p>	<p>三 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託する者（法第二百条第一項又は第三項の規定により当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者をいう。第四項第七号において同じ。）に対する報酬等（法第二百条第二項に規定する信託に係る契約又は同条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づき支払われた報酬等）の給付</p> <p>四 前三号に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関係当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、関係当事者ごとに表示しなければならない。</p> <p>4 前三項に規定する「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 当該特定目的会社の支配社員</p> <p>二 当該特定目的会社の支配社員の子会社（当該支配社員が会社でない場合にあつては、当該支配社員の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>三 当該特定目的会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するものを含む。）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するものを含む。）</p> <p>四 当該特定目的会社の主要社員（自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の百分</p>
--	--

の十以上の議決権（次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。）を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。）及びその近親者

イ 信託業を営む者が信託財産として所有する特定出資又は優先出資

ロ 金融商品取引業を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資

ハ 金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する優先出資

五 当該特定目的会社の役員及びその近親者

六 前二号に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）

七 当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者及び当該者の関連当事者又はこれに準ずる者

（一口当たり情報に関する注記）

第五十九条 一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 一口当たりの純資産額

二 一口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

三 特定目的会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において

の十以上の議決権（次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。）を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。）及びその近親者

イ 信託業を営む者が信託財産として所有する特定出資又は優先出資

ロ 金融商品取引業を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資

ハ 金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する優先出資

五 当該特定目的会社の役員及びその近親者

六 前二号に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）

七 当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者及び当該者の関連当事者又はこれに準ずる者

（一口当たり情報に関する注記）

第五十九条 一口当たり情報に関する注記は、一口当たりの次に掲げる額とする。

一 純資産額

二 当期純利益金額又は当期純損失金額

て特定出資の併合又は優先出資の併合をした場合において、当該事業年度の期首に特定出資の併合又は優先出資の併合をしたと仮定して前二号に掲げる事項に係る額を算定したときは、その旨

2 前項の一口当たり情報に関する注記は、特定出資及び優先出資（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、種類ごとの優先出資）ごとに表示しなければならない。

2 前項の一口当たり情報に関する注記は、特定出資及び優先出資（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、種類ごとの優先出資）ごとに表示しなければならない。